政令第三百四十五号

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年五月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十六号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十八条第一項及び第五十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ハ及び第五条中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改める。

第七条の見出しを「（指定地方公共団体及びその行う統計調査の届出の手続）」に改める。

第八条の見出しを「（指定独立行政法人等及びその行う統計調査の届出の手続）」に改める。

第十二条を削る。

第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に、「はって」を「貼って」に改め、同項第一号中「第三十四条」を「第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を求め、法第三十四条第一項」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第一号中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同項第二号中「八千五百円」を「四千四百五十円」に改め、同項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、イを削り、同号ロ中「前項第二号ハ」を「第一項第二号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「前項第二号ニ」を「第一項第二号ロ」に改め、同号ハを同号ロとし、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同項第一号中「五千九百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中「からニまで」を「又はロ」に改め、イ及びロを削り、同号ハ中「光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」を「前項第二号イの光ディスク」に改め、同号ハを同号イとし、同号ニ中「光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）」を「前項第二号ロの光ディスク」に改め、同号ニを同号ロとし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　調査票情報の提供に要する時間一時間までごとに四千四百円

二　調査票情報の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付　一枚につき百円

ロ　光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付　一枚につき百二十円

三　調査票情報の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

第十三条を第十二条とする。

附　則

この政令は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年五月一日）から施行する。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十七号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項、第三項及び第六項並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「改正協定」を「次条第四号イ及びロにおいて「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（同条及び第五条第二項において「日欧協定」に改め、「昭和二十二年政令第十六号）」の下に「及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）」を加える。

第二条中「意義は、」の下に「それぞれ」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　特定役務　次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める役務をいう。

イ　特定地方公共団体　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書Ⅰ日本国の付表6に掲げる建設サービス（次号及び第十一条第一項において「建設工事」という。）又は日欧協定の附属書十第二編第B節5(b)に掲げるサービスに係る役務

ロ　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表5に掲げるサービスに係る役務